厚木市個人情報保護条例の改正に係る

意見交換会について

意見交換会の名称		厚木市個人情報保護条例の改正に係る意見交換会	
開催日時		令和4年7月4日(月)午後6時 30 分から7時 30 分まで	
開催場所		厚木市役所本庁舎4階大会議室	
参加者数		11人	
担当課		行政総務課	
結果公開日		令和4年7月 19 日(火)	
会議の経過		 1 開会 2 事務局から案件の説明 3 意見交換 4 閉会 	
	質問		市の考え方
1	ことだが、説明をるような印象を	情報保護条例の改正との 聞いていると名称が変わ 受けた。改正ではなく、新 た制定になると思うが、名 るか。	名称について、改正法(改正された個人情報の保護に関する法律)に規定はないため、これまでどおり個人情報保護条例とするか、違う名称にするかは、現在検討中です。パブリックコメントまでにはお示しする予定です。
2	市民の定義は法律で定義されているのか、市独自で定義しているのか。		法律に定義はされていませんが、自治 基本条例で定めている、市民の定義が適 用されると考えています。
3	手数料について、実費相当とのことだが、現在と同様と考えてよいか。		これまでと同様に、資料の写しを交付する場合の実費(複写代金等)を負担していただきます。

	T	
4	法律があって条例があると思うが、法 律の範囲を超えた部分をどうするか。例 えば各地の実情に応じた横出し条例な ど。	法律に抵触しない部分については、規 定が可能であるため、独自に定めます。
5	スケジュールについて、関係する条例 等の改正もあるように思うが、9月のパブリックコメントにおいて、他に一緒に実施するものは何かあるか。	情報公開条例の改正も予定しているため、9月にパブリックコメントを実施する予定です。
6	情報公開条例のパブリックコメントは同時に行うとのことだが、意見交換会は予定しているか。	情報公開条例の改正につきましては、 改正部分について、今回の資料でお示し しましたので、本日の意見交換会をもっ て、開催させていただいたとみなしていま す。
7	12 月議会に提案予定とのことだが、3 月まで時間的余裕がない。市民に対して分かりやすい説明を求める。	12月議会以降、3月までを準備期間とします。その間に、市民の皆様に分かりやすい説明を心掛け、制度の十分な周知を図ることができるよう努めていきます。
8	個人情報保護審査会の役割が今後どのように変わっていくか詳しく教えてほしい。	これまでの審査会は、審査請求に対して調査審議する役割に加えて、目的外利用などについて実施機関からの諮問に対し、調査審議する役割がありました。 法改正後は、審査請求に対して調査審議することが主な役割に変わります。 また、改正法では、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合において、条例で定めるところにより、審議会等を設置することも可能とされています。
9	個人情報保護審査会について、法律によって、禁止される事項があるとのことだがその部分が気になった。これまで厚木市独自にできていたことができなくなると、何か不都合が生じるか。	これまでは、個人情報保護審査会に 意見を伺い、その意見を参考に、制度を 運用していくことができていましたが、今後 は市が判断をして、制度を運用していく必 要があります。 ただし、個人情報保護審査会に意見を 伺ったとしても、最終的には市が判断をし てきましたので、不都合はないと考えてい ます。

10	現行条例においては、本人収集の原	本人収集の原則について、条例に規
	則があるが、改正法においては、規定が	定する予定はありませんが、原則として、
	ない。その点についていかがか。	本人からの収集によって事務を進めてい
		く姿勢は変わらないものとします。
	個人情報保護審査会に意見を聴くこと	市の判断となります。
11	が特に必要である場合とは、市の判断と	これまでにつきましては、市の判断で意
	なるか。	見を伺う場合と、条例の規定に基づき意
	また、これまでは、市の判断で意見を	見を伺う場合とがありました。
	伺っていたか。	
	行政機関等匿名加工情報について、	安全管理措置等を講じる必要があるた
	実施が任意とされているが、今後取り組	め、当分の間は実施を見送りますが、今
	む予定はないということか。	後慎重に検討を重ね、いずれは導入をし
	デジタル社会に向けて、データの活用	ていく予定です。
	をするということは分かるが、市民として不	市が保有するデータを復元できないよ
12	安な気持ちもある。実施する際は、審査	うに加工して、民間に提供するものであり
	機関の設置なども検討していただきたい。	ますが、市民の皆様が不安に感じる部分
		もあると思います。そのため、市民の皆様
		に対して、十分な説明を行っていくと同時
		に、安全管理措置をしっかり講じていくこと
		が必要であると考えています。
	個人情報保護審査について、市民公	法改正後は、個人情報保護審査会の
	募をしないということだが、市民参加という	中心的な役割が審査請求に対しての調
	点で見ると後退と感じる。どのようなプロセ	査審議となります。そのため、より高度な
	スがあったか、その経緯をしっかりと説明	専門的知見が求められますので、公募し
	してほしい。また、現在の個人情報保護	ないこととする方向としました。
13	審査会での検討もあったか併せて説明し	ただし、個人情報保護審査会に意見を
13	てほしい。	伺いましたところ、制度の運用について、
	早急な結論ではなく、広く意見を聞き	意見を伺うような審議会としての役割が
	慎重な検討と丁寧な説明を求める。	あるのであれば、公募の市民の方が入っ
		ていてもよいのではないかと意見がありま
		した。そのため審査会と審議会をそれぞ
		れ別に設置することも検討しております。

	今までは、民間部門と公的部門で個人	民間部門におきましては、個人情報の
	情報の定義が違うとあるが、例えば、どの	定義として、特定の個人を識別することが
	ような点が異なっているか。	できるものとして、他の情報と容易に照合
		することができ、それにより特定の個人を
		識別することができることとなるものを含
14		むとされています。
		公的部門におきましては、容易にという
		文言が含まれていなかったため、その点
		が異なっていましたが、法改正後は、統
		一され、容易性が含まれることとなりま
		す。
	尼崎市のような委託先における個人情	改正法第 66 条第1項により、地方公
	報の漏えいを回避する方策として制定す	共団体等は、保有個人情報の漏えい、
	るルールはあるか。	滅失又はき損の防止その他の保有個人
		情報の安全管理のために必要かつ適切
		な措置を講じなければならないとされてい
		ます。
		個人情報の取扱いを委託する場合
		は、サイバーセキュリティに関する対策の
		基準等を参考に、委託先によるアクセス
15		を認める情報及び情報システムの範囲を
		判断する基準や委託先の選定基準を整
		備するとともに、委託先との契約において
		安全管理措置のために必要な条項(委
		託先における情報管理に関する条項、再
		委託先の選定に関する条項、委託先に
		対する監査に関する条項等)を盛り込ん
		だ上で、定期的な監査を行う等、委託先
		に対して必要かつ適切な監督を行わなけ
		ればならないとされています。
	内容が理解できるまでに時間が必要で	貴重な御意見として、今後の意見交換
16	ある。事前に参加者を募り、先に資料を	会等の参考とさせていただきます。
	提示することで、より中身のある意見交換	
	会になるのではないか。	

17	市民に対しての説明会が 11 人で意味	今後、パブリックコメントや個人情報保
	があるのか。意見交換会の事実としての	護審査会、庁内での会議をとおして、条
	位置付けのように感じた。個人情報の取	例の内容を具体的に決めていきます。条
	扱いについて、気にしている市民は少なく	例の内容が決まり次第、市民の皆様に分
	はないので、もっと分かりやすいレベルの	かりやすい説明を心掛け、制度の十分な
	説明を求める。	周知を図ることができるよう努めていきま
		す。
18	全国統一ルールとなることで、厚木市	法改正後も、本市の個人情報保護の
	の個人情報保護条例の水準と一定の自	水準が低下しないよう制度を運用してい
	主性が後退しないように希望する。	きます。
		法律から委任された事項や、条例での
		規定が許容される事項につきましては、
		本市の個人情報保護制度の状況を踏ま
		えながら規定することとし、自主性が後退
		しないようにします。